

規制	自治体	静岡県	部課	交通基盤部農地局 農地利用課
-----------	------------	-----	-----------	-------------------

規制の名称

市町農業振興地域整備計画の随時変更に係る県知事協議について

根拠条例等

- ・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）（以下「農振法」という。）第13条第4項
- ・農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日12構改C第261号農林水産省構造改善局通知）（以下「ガイドライン」という。）第11の4(1)
- ・農業振興地域整備計画変更事務取扱い要領（平成12年4月26日整利第32号静岡県農林水産部長通知）（以下「県事務取扱い要領」という。）第3の1(1)

規制の目的

農業振興地域制度は、農業振興を図る地域を設定し、土地改良事業等、農業振興施策の計画的・集中的な実施により、食料の安定供給並びに国土保全、自然環境保全等の多面的機能の維持・発揮を図るとともに社会・経済上必要な土地需要にも適切に対応するものである。

市町村は農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を変更する場合は、農振法第13条に基づき、変更要件を判断した上で、都道府県知事に協議（以下「本協議」という。）し、その同意を得なければならないこととなっている。

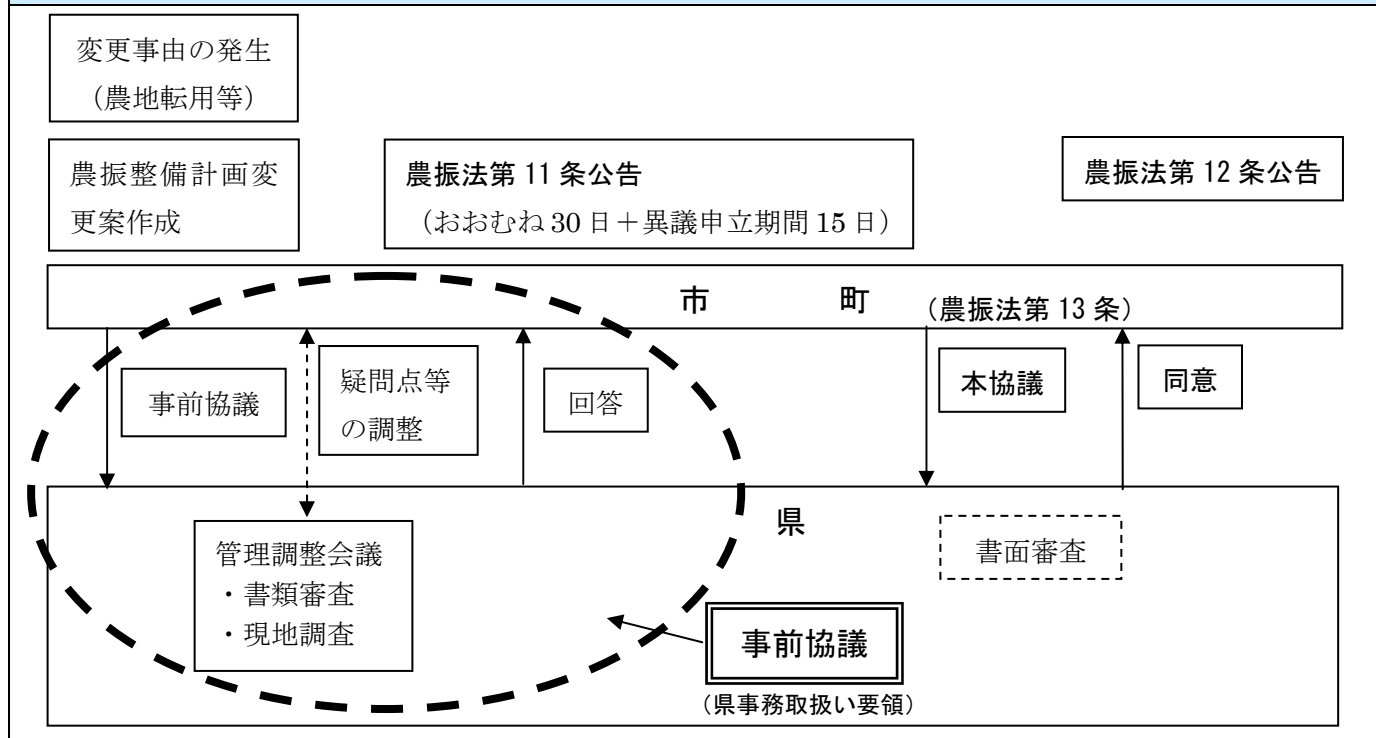
ガイドラインでは、円滑な事務処理を図る観点から、市町村は農振整備計画変更に当たり、都道府県知事に対し、事前の相談を行うことが望ましいとしていることから、本県では、県事務取扱い要領に基づき、市町は協議に先立ち、県と事前協議を行うことが適当であるとしている。

規制内容の概要

市町が農振整備計画を変更する際には、県へ事前協議を行い、県は、農振管理調整会議において、書類審査、現地調査を行い、農振法の変更要件を満たしていることを確認した場合、市町へ回答する。

その後、市町は同法第11条に基づく公告（公告期間おおむね30日＋異議申立期間15日）を行い、県と本協議をし、市町は県からの同意の回答を受け、同法第12条に基づく公告を行い変更手続きは完了する。

規制の概念図



提案	提案主体	会社・団体
-----------	-------------	-------

提案事項

市町農業振興整備計画の随時変更（青地農地の除外手続き等）に係る県知事協議の簡略化

提案の具体的内容

市町が、農振整備計画を定める又は変更するときは、県知事と本協議をし、同意を得なければならない。（農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）第8条第4項。）

県知事協議は、一般住宅の収用移転等小規模な農用区域内農地（通称「青地農地」という。）の除外等小さい農振整備計画の変更の際にも必要で、その手続きは、次のとおりとなっている。

- 1 申請書提出（申請者→市）
- 2 県と事前調整（市→県）
- 3 県へ事前協議書を提出（市→県）
- 4 書類審査、現地調査等（県）
- 5 県の担当部局による調整会議（県）
- 6 県の事前協議回答（県→市）
- 7 農振法第11条公告等（市）
- 8 本協議書提出（市→県）
- 9 本協議回答（県→市）
- 10 農振法第12条公告

青地農地の除外等の随時変更にかかる県知事協議については、軽微変更事由に該当する場合を除き、小規模な変更も一律上記手続きが必要である。農振整備計画の円滑な実施のため、県事務取扱い要領を改正し、小規模な市町農振計画変更にかかる県知事協議手続きを見直すよう提案する。

- 具体的には、
- ① 青地編入（全面積）に係る農振計画の随時変更については、県との事前協議は書面協議の形式的審査とする。
 - ② 小規模（申請面積が、30a以下の件目のみ）の青地除外に係る農振計画の随時変更については、県との事前協議は書面協議の形式的審査とする。

対応	措置の分類	① 手続簡略化（編入の事前協議を書面協議に変更） ② 手続簡略化（除外の事前協議手続きの一部簡略化を検討）
-----------	--------------	--

措置の概要（対応策）

農用区域内農地は、土地改良事業受益地等、優良農地であり、多彩で高品質な本県農芸品の安定供給に加え、国土保全や自然環境保全等の多面的機能の維持・発揮に重要である。

県として、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて優良農地の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要があるなかで提案に対し次のとおり対応する。

青地編入については、県として、農業振興上必要な優良農地の確保を市町に対して積極的に働き掛けていることから、提案どおり「青地編入に係る事前協議は書面協議等の形式的審査とする」(①)。

青地除外については、県として、優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた計画的な土地利用が実現できるよう、当該農地で事業を行う必要性・確実性、周辺農地の農業上の利用への支障の有無、土地改良施設の機能への支障の有無等、変更要件の慎重な審査が必要であることから、書類審査・現地調査は今後も行うものとする。

なお、事前協議期間の短縮に向け、現地調査を写真等での確認に代えられる場合には、その省略を検討していく(②)。